

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の延長について（通知）

本日、首相により特措法に基づく「緊急事態宣言」が延長されました。

このため、令和2年5月1日付け教政第34号により通知していたとおり、引き続き、本県の児童生徒の安全を最優先に、「学校でクラスター（感染者集団）を発生させない」という方針のもと、さらに万全を期すため、県立学校の臨時休業期間を緊急事態宣言の終了日まで延長します。

各県立学校におかれましては、感染防止の趣旨を御理解いただき、別紙令和2年5月4日付け「『緊急事態宣言』を踏まえた学校の臨時休業の留意点（改訂版）」に配慮し、引き続き、臨時休業を円滑に実施していただきますようお願いいたします。

- 1 臨時休業期間について  
5月7日（木）から5月31日（日）まで  
（国の緊急事態宣言が解除されて場合は短縮を検討）
- 2 分散等による登校日について  
5月21日（木）、22日（金）のどちらか半日で設定可